

○新座市障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年12月26日

告示第374号

改正 令和3年3月17日告示第76号

令和4年3月31日告示第116号

注 令和3年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号に規定する事業として、障がい者等に対し日常生活用具（以下「用具」という。）の給付を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（令3告示76・一部改正）

(定義)

第2条 この告示において「障がい者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障がい者及び同条第2項に規定する障がい児（次項に規定する難病患者を除く。）をいう。

2 この告示において「難病患者」とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者又は児童をいう。

3 この告示において「小児慢性特定疾病児童」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項の規定により医療費支給認定を受けた者（同法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない者に限る。）をいう。

(用具の種目及び対象者)

第3条 給付の対象となる用具及びその対象者は、障がい者にあつては別表第1、難病患者にあつては別表第2、小児慢性特定疾病児童にあつては別表第3に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、関係諸法において、別表第1から別表第3までに

掲げる用具の給付又は購入費の支給を受けることができる者は、給付の対象者としなない。

3 第1項本文の規定にかかわらず、給付の対象者及びその属する世帯の他の世帯員（当該対象者が18歳以上の者である場合にあっては、その配偶者に限る。）のうちいずれかの者について、次条の規定による申請を行う月の属する年度分（当該申請を行う月が4月から6月までの間にあっては、前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円以上である場合は、給付の対象者としなない。

4 前項に規定する市町村民税の所得割の額を算定する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の3の規定を準用する。この場合において、同条中「令第43条の2第2項」とあるのは「新座市障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱第3条第3項」と、「法第76条第1項の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。）」とあるのは「給付の対象者又はその属する世帯の他の世帯員（当該対象者が18歳以上の者である場合にあっては、その配偶者に限る。）」と読み替えるものとする。

（令3告示76・一部改正）

（申請）

第4条 用具の給付に要する費用の助成を受けようとする者は、市長に、新座市障がい者等日常生活用具給付申請書を提出しなければならない。

2 難病患者及び小児慢性特定疾病児童が前項の申請を行うときは、医師の意見書を添付するものとする。

（令3告示76・一部改正）

（給付の決定等）

第5条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、給付の可否を決定し、新座市障がい者等日常生活用具給付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の審査に当たっては、当該対象者の身体的状況、介護の状況等を調査す

るため、利用者負担額認定調書・調査書を作成するものとする。

3 第1項の規定により給付の決定をしたときは、当該決定を受けた者（以下「利用者」という。）に新座市障がい者等日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を交付する。

4 前項の規定によりストマ装具又は紙おむつ等（以下この項及び別表第1の備考第3項において「ストマ装具等」という。）の給付券の交付を受けた利用者は、当該交付を受けた日の属する年度の翌年度も引き続きストマ装具等の給付を受けようとするときは、当年度の末日までに新座市障がい者等日常生活用具給付現況届を市長に提出するものとする。この場合において、第3条第3項に規定する市町村民税の所得割の額の算定に当たっては、翌年度の4月に申請があったものとみなす。

（令3告示76・一部改正）

（用具の給付）

第6条 利用者は、用具の給付を受けるときは、あらかじめ、用具の製作者若しくは販売業者又は点字図書給付対象出版施設（以下「業者」という。）と用具の給付に係る契約を締結しなければならない。

2 用具の給付は、利用者に対して行うものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（令3告示76・一部改正）

（費用負担等）

第7条 用具の給付を受けた利用者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費の支給の例により、用具の給付に要する費用を業者に直接支払うものとする。

2 利用者は、前項の規定により費用を業者に支払ったときは、当該業者から領収書の交付を受けなければならない。

3 業者から領収書の交付を受けた利用者は、給付券及び領収書を添えて、用具の基準価格から給付券の利用者負担額を差し引いた額（以下「支給額」という。）の支給を市長に請求するものとする。この場合において、当該用具の給付に要した費用が当該用具の基準価格を超えるときは、利用者が当該超過額を負担するものとする。

(令3告示76・一部改正)

(代理受領)

第8条 利用者は、前条第1項の規定にかかわらず、業者に支給額の受領を委任したときは、用具の給付に要する費用から支給額を差し引いた額を業者に支払わなければならない。この場合において、利用者は、領収書と引き換えに、給付券を引き渡さなければならない。

2 前項の規定により利用者から支給額の受領を委任された業者に支給額が支払われたときは、当該利用者に対し支給額の支給があったものとみなす。

(令3告示76・一部改正)

(代理受領の請求)

第9条 業者は、前条の規定により支給額の受領を委任された場合は、新座市障がい者等日常生活用具支払請求書に当該利用者の給付券及び代理受領に係る委任状を添えて、支給額の支給を市長に請求しなければならない。

(令3告示76・一部改正)

(譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

(令3告示76・旧第11条繰上・一部改正)

(費用及び用具の返還)

第11条 利用者又は業者が虚偽その他の不正な手段により用具の給付を受けたとき、又は前条の規定に違反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(令3告示76・旧第12条繰上・一部改正)

(台帳の整備)

第12条 用具の給付の状況を明確にするため、障がい者等日常生活用具給付に関する台帳を整備するものとする。

2 業者は、支給額の代理受領に係る帳簿その他の関係書類を5年間保存するものとする。

(令3告示76・旧第13条繰上・一部改正)

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の用具の給付に関し必要な事項は、総合福祉部長が別に定める。

(令3告示76・旧第14条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(新座市障がい者等日常生活用具給付等実施要綱の廃止)

2 新座市障がい者等日常生活用具給付等実施要綱(平成12年新座市告示第91号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行前に前項の規定による廃止前の新座市障がい者等日常生活用具給付等実施要綱の規定により用具の給付等を受けている者は、この告示の規定により用具の給付等を受けたものとみなす。

附 則(平成19年告示第124号)抄

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。ただし、第5条の規定は平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第123号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第111号)抄

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第123号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第102号)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の新座市障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る給付又は貸与について適用し、同日前の申請に係る給付又は貸与については、なお従前の例による。

附 則(平成29年告示第130号)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の新座市障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る給付又は貸与について適用し、同日前の申請に係る給付又は貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成29年告示第507号）

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第95号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年告示第90号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（備考第3項の改正規定を除く。）及び別表第3の改正規定は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年告示第277号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年告示第76号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第116号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（令3告示76・令4告示116・一部改正）

日常生活用具の種類及び性能

区分	用具の種目	対象者	用具の性能	基準価格	耐用年数
給付	介護・訓練支援用具 特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上又は乳幼児期以前のは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）1級の障がい者	腕、脚等の訓練の器具を付帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能をもつもの	154,000円	8年

特殊マ ット	常時介護を要する下 肢又は体幹機能障 がい1級の者(3歳以上 18歳未満は2級以 上)及び重度以上の知 的障がい者であって、 3歳以上のもの	しよくそ う 褥瘡の防止又は 失禁等による汚 染又は損耗を防 止できる機能を 有するもの	19,600円	5年
特殊尿 器	下肢又は体幹機能障 がい1級(常時介護を 要する者に限る。)で あって、原則として学 齢児以上のもの	尿が自動的に吸 引されるもので、 対象者又は介護 者が容易に使用 できるもの	67,000円	5年
入浴担 架	下肢又は体幹機能障 がい2級以上(入浴に 介護を要する者に限 る。)の者であって、 原則として3歳以上 のもの	対象者を担架に 乗せたままリフ ト装置により入 浴させるもの	82,400円	5年
体位変 換器	下肢又は体幹機能障 がい2級以上(下着交 換等に当たって家族 等他人の介助を要す る者に限る。)で、原 則として学齢児以上 のもの	介助者が、対象者 の体位を変換さ せるのに容易に 使用できるもの	15,000円	5年
移動用 リフト	下肢又は体幹機能障 がい2級以上の者で あって、原則として3 歳以上のもの	介護者が対象者 を移動させるに 当たって、容易に 使用できるもの。 ただし、天井走行	159,000 円	4年

			型その他住宅改造を伴うものを除く。		
訓練椅子	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で原則として3歳以上のもの	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年	
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年	
自立生活支援用具 入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を要するもので、原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、対象者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年	
便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい者	対象者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器 4,450円 手すり 5,400円	8年	
T字状・棒状つえ	身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい者・児であって肢体不自由のもの	一本つえのみ	3,090円	3年	

移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者であって、原則として3歳以上のもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。  (1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの  (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有する用具	60,000円	8年
頭部保護帽	知的障がい者、身体障がい者又は精神障がい者であって、てんかんの発作等により頻りに転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	30,870円	3年
火災警報器	障がい等級2級以上又は重度以上の知的障がい者(火災発生の感知及び避難が著し	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警	15,500円	8年

	く困難な障がい者の みの世帯及びこれに 準じる世帯)	報ブザーで知ら せることができ るもの		
自動消 火器	障がい等級2級以上 の者又は重度以上の 知的障がい者(火災発 生の感知及び避難が 著しく困難な障がい 者のみの世帯及びこ れに準じる世帯)	室内温度の異常 上昇又は炎の接 触で、自動的に消 火液を噴射し、初 期火災を消火す ることができる もの	28,700円	8年
電磁調 理器	視覚障がい2級以上 (視覚障がい2級以 上の者のみの世帯及 びこれに準じる世帯) の者又は重度以上の 知的障がい者であっ て18歳以上のもの	対象者が容易に 使用できるもの	41,000円	6年
歩行時 間延長 信号機 用小型 送信機	視覚障がい2級以上 であって、原則として 学齢児以上のもの	対象者が容易に 使用できるもの	7,000円	10年
聴覚障 がい者 用屋内 信号装 置	聴覚障がい2級以上 (聴覚障がい者のみ の世帯及びこれに準 じる世帯で日常生活 上必要と認められる 世帯)	音、音声等を視 覚、触覚等により 知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療 養	透析液 加温器	腎臓機能障がい3級 以上(原則として3歳 透析液を加温し、 一定温度に保つ	51,500円	5年

等支 援用 具	以上のもの)であつ て、自己連続携行式腹 膜灌流法 (CAPD) によ る透析療法を行う者	もの		
ネブ ライ ザー (吸 入器)	呼吸器機能障がい3 級以上又は同程度の 障がい者で必要と認 められるもの(吸引・ 吸入両用器の給付を 受けている者を除 く。)	対象者又は介護 者が容易に使用 できるもの	36,000円	5年
たん 吸引 器	呼吸器機能障がい3 級以上又は同程度の 障がい者で必要と認 められるもの(吸引・ 吸入両用器の給付を 受けている者を除 く。)	対象者又は介護 者が容易に使用 できるもの	56,400円	5年
吸引・吸 入両用 器	呼吸器機能障がい3 級以上又は同程度の 障がい者で必要と認 められるもの(ネブラ イザー(吸入器)又は たん吸引器の給付を 受けている者を除 く。)	ネブライザー(吸 入器)とたん吸引 器の両機能を有 するもので対象 者又は介護者が 容易に使用でき るもの	78,100円	5年
酸素 ボン ベ 搬車	医療保険における在 宅酸素療法を行う者	対象者が容易に 使用できるもの	17,000円	10年
視覚障 害	視覚障がい2級以上	対象者が容易に	9,000円	5年

	がい者の者であって、原則として使用できるもの 用体温して学齢児以上のもの 計（音声の（視覚障がい2級以上の者のみの世帯及びこれに準じる世帯）			
	視覚障がい者の者（視覚障がい2級以上の者のみの世帯計（音声及びこれに準じる世帯）	対象者が容易に使用できるもの	9,500円	5年
	視覚障がい者の者（視覚障がい2級以上の者のみの世帯及びこれに準じる世帯）	対象者が容易に使用できるもの	18,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいをもつので、原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用できるもの	98,800円	5年
情報・通信支援用具	重度視覚障がい者又は重度上肢不自由者で、情報機器の使用により社会参加が見込まれるもの	(1) ワープロアプリケーションソフト (2) 画面拡大ソフト (3) 画面音声化ソフト (4) 入力装置	100,000円	5年

点字ディスプレイレイ	視覚障がい2級以上の者又は視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者（原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上）であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
点字器	身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい者・児であって（視覚障がいに限る。）主に情報の入手を点字によっているもの	標準型：32マス、18行	標準型 10,712円 携帯用 7,416円	7年 5年
点字タイプライター	視覚障がい2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	対象者が容易に使用できるもの	63,100円	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚でき、又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音又は当該方式により記録された図書の再生が可能なものであ	録音再生機 85,000円 再生専用機 48,000円	6年

		て、対象者が容易に使用できるもの		
地上デジタル放送受信対応ラジオ	視覚障がい2級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの	AM放送及びFM放送、地上デジタル放送並びに緊急警報放送の音声受信が可能なのであって、対象者が容易に使用できるもの	29,000円	6年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用できるもの	99,800円	6年
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を理解することが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置により、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出し、又は音声を発するもの等	198,000円	8年
視覚障	視覚障がい2級以上	対象者が容易に	触読	10

<p>がい者 用時計</p>		<p>使用できるもの</p>	<p>10,300円 音声 13,300円</p>	<p>年</p>
<p>聴覚障 がい者 用通信 装置</p>	<p>聴覚障がい者又は発 声・発語に著しい障 がいを有する者であ つて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段 として必要と認めら れるもの（原則として 学齢児以上のもの）</p>	<p>一般の電話に接 続することがで き、音声の代わり に、文字等により 通信が可能な機 器であり対象者 が容易に使用で きるもの</p>	<p>71,000円</p>	<p>5年</p>
<p>聴覚障 がい者 用情報 受信装 置</p>	<p>聴覚障がい者で、本装 置によりテレビの視 聴が可能になるもの</p>	<p>字幕及び手話通 訳付きの聴覚障 がい者用番組並 びにテレビ番組 に字幕及び手話 通訳の映像を合 成したものを画 面に出力する機 能を有し、かつ、 災害時の聴覚障 がい者向け緊急 信号を受信する もので、対象者が 容易に使用でき るもの</p>	<p>88,900円</p>	<p>6年</p>
<p>人工咽 頭</p>	<p>身体障がい者手帳の 交付を受けた身体障 がい者・児であつて音 声言語障がいのある</p>	<p>笛式：呼気により ゴム等の膜を振 動させ、ビニール 等の管を通じて</p>	<p>5,150円 気管カニュー レ付きのもの 8,300円</p>	<p>4年</p>

		もの	音源を口腔内に導き構音化するもの		
			電動式：あご下部等に当てた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き音源化するもの	72,203円	5年
	点字図書	主に、情報入手を点字によっている視覚障がい者	点字により作成された図書	点字図書価格	—
はいせつ排泄管理支援用具	ストマ装具（ストマ用品、洗腸用具）	身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい児・者（ぼうこう・直腸障がいに限る。）であって、ストマを造設したもの		ストマ（蓄便）月額 8,858円 ストマ（蓄尿）月額 11,639円	—
	紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい児・者であって、次の各号のいずれかの状態にあるもの (1) ストマの著しい変形又はストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用具を装着できない者 (2) 二分 <sup>にぶん</sup> 脊椎によ		紙おむつ等月額 12,000円	—

		<p>る排尿又は排便機能障がいのため紙おむつ等が必要と認められる者</p> <p>(3) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのため排尿又は排便をする旨の意思表示が困難な者</p>		
収尿器	<p>身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい者・児であって、<small>せきつい</small>脊椎損傷者など排尿の調節ができないもの</p>	<p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けたもの</p>	<p>男性用普通型 7,931円</p> <p>男性用簡易型 5,871円</p> <p>女性用普通型 8,755円</p> <p>女性用簡易型 6,077円</p>	—
住宅改修費	<p>居宅生活活動補助用具(住宅改修)</p>	<p>下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する学齢児以上の身体障がい者であって、障がい等級3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は上</p>	<p>便器、特殊便器、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具で対象者の移動等を円滑にする用具及び当該用具の設置に伴う小規模な住宅改修工事の費用(原則として1回)</p>	<p>200,000円</p> <p>—</p>

		肢障がい2級以上の者とする。	(1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	
--	--	----------------	---	--

備考

- 1 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がい  
に準じ取り扱う。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目  
覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
- 3 ストマ装具等の給付券は、1か月分1枚とし、1回の申請につきそれぞ  
れ12枚まで交付できるものとする。ただし、年度の途中において第5条  
第1項の規定により決定を受けた場合にあっては、当該決定を受けた月以  
降の月ごとに1枚を限度として交付の枚数を決定する。
- 4 点字図書は、月刊や週刊等で発行される雑誌を除き、1人年間6タイト  
ル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければなら

ないものを除く。

- 5 居宅生活動作補助用具に伴う住宅改修費については、現に居住する住宅が対象であり、賃貸の場合は家主等の承諾を要する。申請時に承諾書と工事平面図と改修工事見積書等により該当箇所とその費用が分かるものを添付し、事前に改修についての可否の決定を行い、改修工事終了後の確認できる書類の提出により取り扱う。

別表第2（第3条関係）

（令4告示116・一部改正）

日常生活用具の種類及び性能

区分	用具の種目	対象者	用具の性能	基準価格	耐用年数
給付	便器	常時介護を要する難病患者	対象者が容易に使用できるもの（手すりを付けることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器 4,450円 手すり 5,400円	8年
	特殊マット	寝たきりの状態にある難病患者	<sup>じよくそう</sup> 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊寝台	寝たきりの状態にある難病患者	腕、脚等の訓練のできる用具を附帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊尿器	自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので対象者又は介護者が容易に使	67,000円	5年

		用できるもの		
体位変換器	寝たきりの状態にある難病患者	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000円	5年
入浴補助用具	入浴に介助を要する難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な難病患者	手すり、スロープ等であって、対象者の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗操作の補助、段差解消等の用具となるような性能を有するもの	60,000円	8年
たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある難病患者（吸引・吸入の両用器の給付を受けている者を除く。）	対象者又は介護者が容易に使用できるもの	56,400円	5年
ネブライザ	呼吸器機能に障	対象者又は介護者が	36,000円	5年

一（吸入器）	がいのある難病患者（吸引・吸入の両用器の給付を受けている者を除く。）	容易に使用できるも	円	
吸引・吸入両用器	呼吸機能に障がいのある難病患者（ネブライザー（吸入器）又はたん吸引器の給付を受けている者を除く。）	ネブライザー（吸入器）とたん吸引器の両機能を有するもので対象者又は介護者が容易に使用できるものを除く。）	78,100円	5年
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
住宅生活動作補助用具（住宅改修費改修）	下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者	対象者の移動を円滑にする用具及び当該用具の設置に伴う小規模な住宅改修工事の費用	200,000円	—
特殊便器	上肢機能に障がいのある難病患者	足踏ペダルで温水温風を出せるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいのある	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたも	159,200円	8年

	る難病患者	の		
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な対象者のみの世帯及びこれに準じる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火することができるもの	28,700円	8年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用できるもの	157,500円	—

備考

居宅生活動作補助用具に伴う住宅改修費については、現に居住する住宅が対象であり、賃貸の場合は家主等の承諾を要する。申請時に承諾書と工事平面図と改修工事見積書等により該当箇所とその費用が分かるものを添付し、事前に改修についての可否の決定を行い、改修工事終了後の確認できる書類の提出により取り扱う。

別表第3（第3条関係）

（令3告示76・令4告示116・一部改正）

日常生活用具の種類及び性能

区分	用具の種目	対象者	用具の性能	基準価格	耐用年数
給付	便器	常時介護を要する小児慢性特定疾病児童	対象者が容易に使用できるもの（手すりをつけることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器 4,450円 手すり 5,400円	8年
	特殊マット	寝たきりの状態	<small>じよくそう</small> 褥瘡の防止又は失禁	19,600円	5年

	にある小児慢性 特定疾病児童	等による汚染又は損耗 を防止できる機能を有 するもの	円	
特殊寝台	寝たきりの状態 にある小児慢性 特定疾病児童	腕、脚等の訓練のでき る器具を附帯し、原則 として対象者の頭部及 び脚部の傾斜角度を個 別に調整できる機能を 有するもの	154,000 0円	8年
特殊尿器	自力で排尿でき ない小児慢性特 定疾病児童	尿が自動的に吸引され るもので対象者又は介 護者が容易に使用でき るもの	67,000 円	5年
体位変換器	寝たきりの状態 にある小児慢性 特定疾病児童	介助者が対象者の体位 を変換させるのに容易 に使用できるもの	15,000 円	5年
入浴補助用 具	入浴に介助を要 する小児慢性特 定疾病児童	入浴時の移動、座位の 保持、浴槽への入水等 を補助でき、対象者又 は介助者が容易に使用 できるもの。ただし、 設置に当たり住宅改修 を伴うものを除く。	90,000 円	8年
車椅子	下肢が不自由な 小児慢性特定疾 病児童	対象者の身体機能を十 分踏まえたものであっ て、必要な強度と安定 性を有するもの	70,400 円	5年
移動・移乗 支援用具	下肢が不自由な 小児慢性特定疾 病児童	手すり、スロープ、歩 行器等であって、対象 者の身体機能の状態を	60,000 円	8年

		十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるような性能を有するもの		
たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある小児慢性特定疾病児童	対象者又は介護者が容易に使用できるもの	56,400円	5年
特殊便器	上肢機能に障がいのある小児慢性特定疾病児童	足踏みペダルで温水温風を出せるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する小児慢性特定疾病児童	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160円	3年
クールベスト	体温調節が著しく難しい小児慢性特定疾病児童	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	20,000円	—
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある小児慢性特定疾病児童	紫外線をカットできるもの	年額 37,800円	—

ネブライザー ー(吸入器)	呼吸器機能に障 がいのある小児 慢性特定疾病児 童	対象者又は介助者が容 易に使用できるもの	36,000 円	5年
動脈血中酸 素飽和度測 定器	人工呼吸器の装 着が必要な小児 慢性特定疾病児 童	呼吸状態を継続的にモ ニタリングすることが 可能な機能を有し、介 助者等が容易に使用で きるもの	157,500 円	ー
ストマ装具 (ストマ用 品、洗腸用 具)	小児慢性特定疾 病児童(ぼうこ う・直腸障がい に限る。)であって、 ストマを造設し たもの		ストマ(蓄便) 月額 8,858円 ストマ(蓄尿) 月額 11,639 円	ー